

学校法人函館大谷学園 一般事業主行動計画

学校法人函館大谷学園では、次世代育成支援対策推進法に基づき、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることで、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日までの 5年間

2. 計画内容

目標1 育児休業等の周知と取得促進を図る。

〈対策〉

- ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知に努める。

目標2 年次有給休暇の取得の推進を図る。

〈対策〉

- ・所属長は、年度途中における所属職員の年次有給休暇取得状況を適宜把握する。
- ・長期休業期間を利用して、年次有給休暇の取得を促進する。

目標3 時間外労働時間の削減を図る。

〈対策〉

- ・各部門で業務の効率化を検討し、時間外労働の削減に努める。
- ・時間外労働の指示命令を徹底する。